

名古屋大学理学部化学教室同窓会会則

	1978年10月14日
改訂	1985年11月24日
再改訂	1997年5月10日
再改訂	2002年5月11日
再改訂	2013年3月9日
再改訂	2022年7月15日

(名称と事務局)

第1条 本会は名古屋大学理学部化学教室同窓会（以下同窓会という）と称し、事務局を化学教室におく。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親和を図るとともに、化学教室の発展を支援することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は正会員、特別会員、準会員、学生会員をもって組織する。

1. 正会員は、名古屋大学理学部化学科および理学研究科化学専攻あるいは物質理学専攻(化学系)、理学専攻物質・生命化学領域研究室の卒業生をいう。
2. 特別会員は、化学教室に現在勤務するか、又はかつて勤務したことのある教員で1項以外の者をいう。
3. 準会員は、化学教室に原則として約1年以上在籍し、現在教室運営に関与しているか、又はかつて在籍し教室運営に関与したことのある2項以外の者をいう。
4. 学生会員は、化学教室在籍の学部学生および大学院生をいう。学部研究生、大学院研究生は本人の申請により会員となることができる。
5. 学生会員は、学部卒業、修士学位取得、博士課程修了あるいは博士課程満了をもって正会員となる。

(役員)

第4条 本会に次の役員をおく。

1. 会長1名、副会長若干名、幹事若干名（うち2名は会計幹事とする）。
2. 副会長のうち1名は、化学教室主任教授をもって充てる。なお、副会長は幹事を兼ねることができる。
3. 役員は、役員会の承認を得てその任につくものとする。
4. 役員会の推薦に基づき、名誉会長をおくことができる。

(役員会)

第5条 役員会の構成と任務は、次のとおりとする。

1. 役員会は第4条の役員をもって構成し、会長が議長となる。会長は、会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐する。また、会長に事故あるときは、会長業務を代行する。
3. 幹事は、会長及び副会長と共に会の運営を行う。
4. 会計幹事は、経費の管理を行い、年に1回、役員会において会計報告を行う。
5. 役員会は必要に応じ会長又は副会長が召集し、3分の2以上の出席をもって成立する。但し、委任状が提出された場合は出席とみなす。また、議案は出席者の過半数の賛成により議決される。
6. 役員会は、役員の選出や事業計画の立案等の実質的な会務を執行し、総会開催時にその報告を行うものとする。

(任期)

第6条 役員の任期は次のとおりとする。

1. 第4条1項に定める役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長及び副会長は、連続して8年を超えて在任することはできない。
2. 第4条1項に定める役員は、前項の期間を経過した後も新たに役員が選出されるまで、引き続きその職務を行う。

(事業)

第7条 本会は次の事業を行う。

1. 総会を随時開催し、事業報告等を行う。
2. 随時開催される総会に併せ、懇親会を企画・開催する。
3. 1項及び2項の他、本会の目的達成のための事業を行う。

(支部)

第8条 会の発展をはかるため支部をおくことができる。

(会計年度)

第9条 本会の経費は、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。また、本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わるものとする。

(規約の変更)

第10条 会則の変更は、役員会の議決によってなされる。但し、その議決は役員全員の3分の2以上の賛成をもって有効とする。

- 附則1. この会則は昭和53年10月14日より施行する。
- 附則2. 1985年11月24日の役員会において会則の一部変更が承認された。
- 附則3. 1997年5月10日の役員会において会則の一部変更が承認された。
- 附則4. 2002年5月11日の役員会において会則の一部変更が承認された。
- 附則5. 2013年3月9日の役員会において会則の一部変更が承認された。
- 附則6. 2022年7月15日の役員会において会則の一部変更が承認された。